法務省矯成訓第８号

矯 正 管 区 長
刑事施設の長

受刑者等の作業に関する訓令を次のように定める。

令和７年５月２９日

法務大臣　鈴　木　馨　祐
（公印省略）

受刑者等の作業に関する訓令

目次

第１章　総則（第１条－第４条）
第２章　作業の動機付け及び評価（第５条・第６条）
第３章　基礎的作業（第７条）
第４章　機能別作業（第８条－第１３条）
第５章　職業訓練（第１４条－第２１条）
第６章　労役場留置者の作業（第２２条）
附則

第１章　総則

（趣旨）

第１条　この訓令は、受刑者及び労役場留置者の作業に関し必要な事項（刑務作業の事務取扱いに関する訓令（令和７年法務省矯成訓第１２号大臣訓令）で定める事項を除く。）を定めるものとする。

（定義）

第２条　この訓令において使用する用語は、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成１７年法律第５０号。以下「法」という。）において使用する用語の例による。

（作業の種類）

第３条　受刑者の行う作業の種類は、次のとおりとする。

⑴　基礎的作業（釈放後に自立した社会生活を営む上で、就労する必要がある受刑者に対し、その特性に応じて、職業生活を円滑に営むために必要となる職業上の基礎的な知識及び技能を身に付けさせる作業をいう。以下同じ。）

⑵　機能別作業（改善更生及び円滑な社会復帰を図るため特定の機能及び能力の維持又は向上の必要がある受刑者に対し、当該機能及び能力を維持又は向

上させる作業をいう。以下同じ。）

⑶　職業訓練（法第９４条第２項の規定により作業として実施する訓練をいう。以下同じ。）

第４条　法第９３条ただし書の作業を行わせることが相当でないと認めるときの基準については、矯正局長が定める。

第２章　作業の動機付け及び評価

（作業の動機付け）

第５条　刑事施設の長は、受刑者に作業を行わせる場合には、その職員に、当該受刑者に対する動機付け（受刑者が自主的かつ積極的に作業に取り組むための働き掛けをいう。次項において同じ。）を行わせるものとする。

２　動機付けの方法その他の要領については、矯正局長が定める。

（作業の評価）

第６条　刑事施設の長は、受刑者に作業を行わせた場合には、毎月、その月における作業の成績、取組状況その他の事項の評価を行うものとする。

２　刑事施設の長は、受刑者に期間を定めずに機能別作業を行わせた場合において、機能別作業の種類を変更し、又は機能別作業以外の作業を行わせるときは、前項に規定する事項の評価を行うものとする。

３　刑事施設の長は、職業訓練その他の期間を定めて行う作業を実施した場合には、その終了時に第１項に規定する事項の評価を行うものとする。

４　前３項の評価の方法等については、矯正局長が定める。

第３章　基礎的作業

第７条　刑事施設の長は、基礎的作業における個々の作業について、自律性の度合い、集団の中での役割、責任の軽重その他の事項により次の各号に掲げる区分（以下「作業区分」という。）に分けるものとする。

⑴　作業区分Ⅰ（受刑者の判断によって工程、使用する器具その他実施方法を変更する余地がない作業であって、かつ、他の受刑者の作業の進捗等を考慮することなく実施することが可能なものをいう。）

⑵　作業区分Ⅱ（作業区分Ⅰ又はⅢに該当しないものをいう。）

⑶　作業区分Ⅲ（受刑者が、工程、使用する器具その他実施方法に加えて、職員に指示、助言又は相談を求める時期又は内容についても、自ら検討する必要がある作業をいう。）

２　刑事施設の長は、基礎的作業に就業する受刑者について、その特性、適性等に応じた作業区分の作業を行わせるものとする。

第４章　機能別作業

（機能別作業の種類）

第８条　機能別作業の種類及び作業の概要は、別表１のとおりとする。

（機能別作業に係る認可）
第９条　刑事施設の長は、新たに機能別作業（外部通勤作業を除く。）を実施する場合には、矯正局長の認可を受けなければならない。
２　前項の認可に関する手続については、矯正局長が定める。
（外部事業所に係る認可）
第１０条　刑事施設の長は、外部通勤作業を行わせる場合には、外部事業所を選定するものとする。
２　刑事施設の長は、外部事業所を新たに選定する場合又はその選定を取りやめる場合には、矯正局長の認可を受けなければならない。
３　前項の認可に関する手続については、矯正局長が定める。
（外部通勤者の選定基準）
第１１条　刑事施設の長は、次の各号のいずれにも該当する受刑者の中から外部通勤作業を行わせる者（次条において「外部通勤者」という。）を選定するものとする。
⑴　外部通勤作業を行うことを希望していること。
⑵　外部通勤作業に堪えられる健康状態にあること。
⑶　受刑態度が良好であり、改善更生の意欲が高いと認められること。
⑷　外部通勤作業に必要な適性があると認められること。
（外部通勤者に対する指導）
第１２条　刑事施設の長は、外部通勤者を選定した場合には、その者に対し、外部通勤作業を行わせる前に、次に掲げる事項について指導を行うものとする。
⑴　外部通勤作業の目的及び趣旨
⑵　特別遵守事項の内容
⑶　外部事業所における従業員との応対要領
⑷　通勤途中における交通事故その他緊急時の対処方法
⑸　その他外部通勤作業の実施に必要な事項
（特別遵守事項）
第１３条　法第９６条第４項の規定による特別遵守事項の告知は、書面で行うものとする。
第５章　職業訓練
（職業訓練の種類）
第１４条　職業訓練の種類は、次のとおりとする。
⑴　専門職業訓練（職業に関する免許若しくは資格の取得又は高度な職業的知識及び技能を習得させる職業訓練をいう。以下同じ。）
⑵　標準職業訓練（職業的知識及び技能を習得させる職業訓練をいう。以下同じ。）

⑶　就労準備職業訓練（社会復帰後の具体的な就労に向け、これに応じて必要な職業的知識及び技能を習得させるなどの職業訓練をいう。以下同じ。）

２　専門職業訓練の種目は、次のとおりとする。

⑴　矯正局長が定める職業訓練基準の種目

⑵　関係行政機関から養成施設として指定を受けた種目

⑶　前２号の種目のほか、刑事施設の長が必要と認める種目

３　標準職業訓練の種目は、前項第１号に掲げる種目のほか、刑事施設の長が必要と認める種目とする。

４　就労準備職業訓練の種目は、矯正局長が定める。

（職業訓練の方法）

第１５条　専門職業訓練及び標準職業訓練の方法は、次のとおりとする。

⑴　総合訓練（現に刑事施設に収容されている受刑者に加え、当該刑事施設以外の刑事施設に収容されていた受刑者を移送により受け入れて行う専門職業訓練をいう。以下同じ。）

⑵　集合訓練（現に刑事施設に収容されている受刑者に加え、主として、当該刑事施設の所在地を管轄する矯正管区の管轄区域内にある他の刑事施設（以下この条において「管内他施設」という。）に収容されていた受刑者を移送により受け入れて行う職業訓練をいう。以下同じ。）

⑶　自庁訓練（現に刑事施設に収容されている受刑者に対し行う職業訓練をいう。以下同じ。）

２　総合訓練を行う刑事施設（以下この条において「総合訓練施設」という。）は、矯正局長が指定する。

３　総合訓練施設の長は、総合訓練を行う受刑者（以下この条において「総合訓練生」という。）を選定する場合には、他の刑事施設の長に対し、総合訓練生の候補者の選定を要請するものとする。

４　集合訓練を行う刑事施設（以下この条において「集合訓練施設」という。）の長は、集合訓練を行う受刑者（以下この条において「集合訓練生」という。）を選定する場合には、管内他施設の長に対し、集合訓練生の候補者の選定を要請するものとする。ただし、集合訓練生を確保するため必要があると認めるときは、管内他施設以外の刑事施設の長に対し、集合訓練生の候補者の選定を要請することができる。

５　前２項の要請を受けた刑事施設の長は、総合訓練生又は集合訓練生の候補者が存する場合には、これを通知するものとする。

６　集合訓練施設の長は、管内他施設以外の刑事施設に収容されている受刑者を集合訓練生に選定する場合には、当該受刑者が収容されている刑事施設の長と協議するものとする。

７　就労準備職業訓練の方法は、自庁訓練とする。

（矯正局長の認可）

第１６条　刑事施設の長は、専門職業訓練及び標準職業訓練について、次の各号のいずれかに該当する場合には、矯正局長の認可を受けなければならない。

⑴　新たな種目の職業訓練を開始する場合

⑵　従前実施していた種目の職業訓練を今後行わないこととする場合

⑶　現に実施している職業訓練を取りやめる場合

⑷　前条第１項各号に定める職業訓練の方法を変更する場合

２　前項の認可に関する手続については、矯正局長が定める。

３　就労準備職業訓練の認可については、矯正局長が定める。

（訓練生の選定基準）

第１７条　刑事施設の長は、次の各号のいずれにも該当する受刑者の中から、専門職業訓練及び標準職業訓練を受ける者を選定するものとする。

⑴　職業訓練を受けることを希望していること。

⑵　残刑期が職業訓練に必要な期間を超えていること。

⑶　職業訓練に堪えられる健康状態にあること。

⑷　受刑態度が良好であり、改善更生の意欲が高いと認められること。

⑸　適性検査の結果、職業訓練に必要な適性があると認められること。

⑹　受験しようとする免許又は資格の受験資格を有していること（専門職業訓練を受ける者に限る。）

２　就労準備職業訓練を受ける者の選定基準については、矯正局長が定める。

（訓練生の除外基準）

第１８条　刑事施設の長は、専門職業訓練、標準職業訓練又は就労準備職業訓練を受ける者（以下「訓練生」という。）が次の各号のいずれかに該当する場合には、その職業訓練を行わせないことができる。

⑴　精神又は身体の障害により職業訓練を受けることが困難となったとき。

⑵　反則行為その他の改善更生の意欲が欠如していると認められる行為があり、かつ、職業訓練の継続に著しい支障があると認められるとき。

⑶　職業訓練に必要な適性がないことが判明したとき。

⑷　その他職業訓練を受けることが不適当な事由があると認められるとき。

（修了証書の授与等）

第１９条　刑事施設の長は、職業訓練（就労準備職業訓練を除く。以下この条において同じ。）を修了させることが相当であると認めるときは、訓練生（就労準備職業訓練の訓練生を除く。次項において同じ。）に対し、修了証書を授与する。ただし、刑事施設以外の公私の団体に委託して職業訓練を行う場合において、当該団体が当該職業訓練の修了を認定するときは、この限りでない。

２　刑事施設の長は、職業訓練の成績が優秀である訓練生を表彰することができる。

（資格取得の援助）

第２０条　刑事施設の長は、訓練生又は職業訓練を修了した者が職業訓練に関係する資格を取得するため試験を受けることを申し出た場合には、必要に応じ、援助を与えるものとする。

（職業能力訓練センターの名称の使用）

第２１条　職業訓練を実施する刑事施設の長は、第１９条に規定する修了証書を授与する場合その他必要があると認める場合には、別表２に定める名称を使用することができる。

第６章　労役場留置者の作業

第２２条　労役場留置者の作業については、その性質に反しない限り、この訓令の規定を準用する。

附　則

１　この訓令は、刑法等の一部を改正する法律（令和４年法律第６７号）の施行の日（令和７年６月１日）から施行する。

２　受刑者等の作業に関する訓令（平成１８年法務省矯成訓第３３２７号大臣訓令）は、廃止する。

３　この訓令の施行の際現に前項の規定により廃止された受刑者等の作業に関する訓令（以下「廃止訓令」という。）第７条第１項の規定による認可を受けているときは、この訓令の第９条第１項の規定による認可を受けたものとみなす。

４　この訓令の施行の際現に廃止訓令第１０条第１項の規定による認可を受けているときは、この訓令の第１６条第１項の規定による認可を受けたものとみなす。

５　この訓令の施行の際現に廃止訓令第１９条第２項の規定による認可を受けているときは、この訓令の第１０条第２項の規定による認可を受けたものとみなす。

別表１　機能別作業の種類

種　類	作業の概要
コミュニケーション能力等向上作業	出所後の就労、就労の定着のために必要なコミュニケーション能力、課題解決能力その他の能力の向上を図る。
機能向上作業（基礎的作業移行課程）	作業療法士による定期的な助言及び指導を受けながら、認知機能及び身体機能の維持又は向上を図る。
機能向上作業（社会参画課程）	福祉事業所その他の団体の支援を受けながら、農園芸その他の作業に従事させることにより、自信及び生きがいを感じさせるとともに、自己肯定感の向上を図り、円滑な社会参画を促す。
キャリア開発・実践作業	開放的施設又は刑事施設外処遇における農園芸その他の作業を通じた社会参加体験により、社会適応能力を向上させ、新たなキャリア開発を図る。
チーム参加・管理能力等養成作業	事業における課題の設定、商品等の企画、製造及び販売その他の業務の体験を通じて、自立した社会人として、組織における他者との協働の方法、組織の運営に資する知識及び技能等の習得を図る。
社会貢献作業	ボランティアその他の非営利作業を通じて、社会に貢献していることを実感させるとともに、社会的孤立感を解消させ、愛他精神及び幸福感を養わせる。
外部通勤作業	職員の同行なしに、刑事施設の外の事業所に通勤させ、一般社会における就労形態を通じて、自律心及び責任感を養わせる。

別表２

施　　設	名　　称
札幌刑務所	札幌職業能力訓練センター
札幌刑務支所	札幌第２職業能力訓練センター
旭川刑務所	旭川職業能力訓練センター
帯広刑務所	帯広職業能力訓練センター
釧路刑務支所	釧路職業能力訓練センター
網走刑務所	網走職業能力訓練センター
月形刑務所	樺戸職業能力訓練センター
函館少年刑務所	函館職業能力訓練センター
青森刑務所	青森職業能力訓練センター
宮城刑務所	仙台職業能力訓練センター
秋田刑務所	秋田職業能力訓練センター
山形刑務所	山形職業能力訓練センター
福島刑務所	福島職業能力訓練センター
福島刑務支所	福島第２職業能力訓練センター
盛岡少年刑務所	盛岡職業能力訓練センター
水戸刑務所	ひたちなか職業能力訓練センター
栃木刑務所	栃木職業能力訓練センター 栃木美容専門学院
喜連川社会復帰促進センター	さくら職業能力訓練センター
前橋刑務所	前橋職業能力訓練センター
千葉刑務所	千葉職業能力訓練センター
市原刑務所	市原職業能力訓練センター
東日本成人矯正医療センター	昭島職業能力訓練センター
府中刑務所	府中職業能力訓練センター
横浜刑務所	横浜職業能力訓練センター
横須賀刑務支所	横須賀職業能力訓練センター
新潟刑務所	新潟職業能力訓練センター
甲府刑務所	甲府職業能力訓練センター
長野刑務所	須坂職業能力訓練センター
静岡刑務所	静岡職業能力訓練センター
川越少年刑務所	川越職業能力訓練センター
市原青年矯正センター	市原北職業能力訓練センター
松本少年刑務所	松本職業能力訓練センター

東京拘置所	葛飾職業能力訓練センター
富山刑務所	富山職業能力訓練センター
金沢刑務所	金沢職業能力訓練センター
福井刑務所	福井職業能力訓練センター
岐阜刑務所	岐阜職業能力訓練センター
笠松刑務所	羽島職業能力訓練センター
岡崎医療刑務所	岡崎職業能力訓練センター
名古屋刑務所	みよし職業能力訓練センター
豊橋刑務支所	豊橋職業能力訓練センター
三重刑務所	津職業能力訓練センター
名古屋拘置所	名古屋東職業能力訓練センター
京都刑務所	京都北職業能力訓練センター
大阪刑務所	堺職業能力訓練センター
神戸刑務所	明石職業能力訓練センター
加古川刑務所	加古川西職業能力訓練センター
播磨社会復帰促進センター	加古川南職業能力訓練センター
和歌山刑務所	和歌山職業能力訓練センター
姫路少年刑務所	姫路職業能力訓練センター
京都拘置所	京都南職業能力訓練センター
大阪拘置所	大阪職業能力訓練センター
鳥取刑務所	鳥取職業能力訓練センター
松江刑務所	松江職業能力訓練センター
島根あさひ社会復帰促進センター	浜田職業能力訓練センター
岡山刑務所	岡山職業能力訓練センター
広島刑務所	広島職業能力訓練センター
尾道刑務支所	尾道職業能力訓練センター
山口刑務所	山口職業能力訓練センター
岩国刑務所	岩国職業能力訓練センター
美祢社会復帰促進センター	美祢職業能力訓練センター
徳島刑務所	徳島職業能力訓練センター
高松刑務所	高松職業能力訓練センター
松山刑務所	東温職業能力訓練センター
高知刑務所	高知職業能力訓練センター
北九州医療刑務所	北九州職業能力訓練センター
福岡刑務所	糟屋職業能力訓練センター

麓刑務所	鳥栖職業能力訓練センター
長崎刑務所	諫早職業能力訓練センター
熊本刑務所	熊本職業能力訓練センター
大分刑務所	大分職業能力訓練センター
宮崎刑務所	宮崎職業能力訓練センター
鹿児島刑務所	姶良職業能力訓練センター
沖縄刑務所	南城職業能力訓練センター
佐賀少年刑務所	佐賀職業能力訓練センター